税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

事実認定を検証する―裁決・添付資料のフル活用を！

正木　洋子〔目黒〕

はじめに

判決の結論を実務に活かそうとする場合、判決の事実認定がそのまま自分の事例に当てはまるかどうかを検討する必要が生じます。

TAINSの「Z888」のコード番号が付された判決には、情報公開法の開示請求に基づくもの、裁判所ホームページや判例時報等の書籍から入手した判決、そして関係者等から提供された判決書によるものがあります。したがって、判決書がマスキングされていたり、添付資料が省略されていることがあるため、判決の事実認定に踏み込むことが難しいこともあるのです。

このような場合、その事案に係る裁決を併せて読んでみると事実関係が整理されることがあります。今回は、裁決も参考に判決を読んでみましょう。

1、裁決の探し方

判決書の事案の概要には、異議申立て、審査請求に至る経緯が記載されていますので、裁決年月日で検索してTAINSから裁決をダウンロードすることができます。

また、TAINSに収録されていない場合は、国税不服審判所のホームページにある「裁決要旨検索システム」で検索します。同システムには、平成8年7月1日から平成20年12月31日までの裁決要旨が収録されています。該当する裁決を検索することができたら、情報公開法に基づく開示請求をして裁決書のコピーを入手します。

2、交際費等の課税要件／業務委託料差額と無償の優待入場券

①平21・7・31東京地裁・Z888―1447（棄却・控訴）
②平19・4・23裁決・F0―2―284（一部取消し）

本件は、著名な遊園施設を経営する原告会社が支払った本社ビルの清掃業務に係る業務委託費の一部及び遊園施設への優待入場券の無償交付に係る費用が交際費等に当たるか否か、交際費等に該当する場合の支出した金額はいくらかが争われた事案です。

東京地裁民事第3部の八木一洋裁判長は、特定の費用が交際費等に当たるか否かを判断するに当たっては、個別の事案に即し、その支出の相手方、支出の目的及び支出に係る法人の行為の形態を考慮することが必要であるとして、以下の理由により両費用ともに交際費等に当たると判断しました。

（1）本件業務委託料の支払は、形式的にはB社との業務委託契約に基づくものではあるが、実質的には、右翼関係者として知られるB社の関係者である甲の社会的立場を前提に、その影響力を事業の遂行に利用すべく、甲との関係を良好に保つものとしてされたもので、業務委託料として相当な金額を超える金銭の支払は、甲に対する謝礼又は贈答の趣旨でされたものと認めるのが相当である。

（2）原告は、1日当たりの最大入場可能数等を前提に本件優待入場券（役員扱い入場券及びプレス関係入場券）を発行し、有償入場者に対するのと同等の役務を提供しているのであって、このような事実関係の下においては、本件優待入場券が現に使用されたときに、原告の提供する役務に係る原価のうちその者に対応する分につき費用の支出があったものと認めるのが相当である。

（3）原告が本件優待入場券を発行しこれを使用させていたことについては、接待又は供応の趣旨でされたと認めるのが相当である。

本判決では、優待入場券に係る交際費等の額をどのように評価するかも主要な争点です。優待入場券は現実に支出を伴っていないため原価費用を按分する方法で交際費等の額を推計しています。判決では被告の按分計算を合理的なものと認めて1人当たりの費用の額を相当としていますが、その費用の額を乗じる「本件優待入場券による入場者数」は推計数であるとしています。これを裁決で確認すると役員扱い入場券は利用枚数が確認できず、一般優待入場券の平均利用割合を交付枚数に乗じて利用者数を推計していることが分かります。

交際費等の事実認定には、法人の事業形態等により幅が生じることはやむを得ないとしても、その支出の額を算定する重要な要素に推計の手法を持ち込むことがどこまで許容されるのか、さらに検討が加えられるべきではないでしょうか。控訴審での判断が待たれます。

3、懇親会費の損金性／領収書等が廃棄されている場合

③平20・1・30さいたま地裁　Z888―1357（一部取消し）
④平17・9・30裁決・F0―2―310（一部取消し）

本件は、衣料品販売業を営む原告（資本の額170億8629万4060円）の各店舗において福利厚生費として計上された懇親会費について、領収書等が廃棄されていてその使途が確認できないとして更正処分を受けた事例です。原告には懇親会マニュアルがあり、同マニュアルには懇親会等の実施の要領が定められています。また、領収書等の保存期間を6か月とする旨も定められています。

さいたま地裁民事第4部の遠山廣直裁判長は、以下の理由により、更正処分の一部を取り消しました。

（1）ある支出を懇親会費として損金に算入できるかは、「いつ」、「誰が」、「誰と」、「どの場所で」、「何の目的で」これを行ったものであるかが明らかにされる必要があるが、当該支出が業務遂行上必要であることが帳簿、社内の管理体制や領収書等に係る関係証拠から推認される場合にも損金の額に算入できるというべきである。

（2）原資記録に裏付けのない原告の総勘定元帳の記載のみでは、本件支出の使途が確認できない。他方、原告のような事業形態の法人において、懇親会マニュアル記載の目的で懇親会を実施することには業務上の合理性があり、その費用も社会通念上相当な範囲内であると認められる。

本件判決書では原告の業種がマスキングされています。これを裁決で確認すると、衣料品販売業を営むことが分かります。業種が分かると、原告が年末商戦や人事異動の際に懇親会を開催して、社員のモチベーションを上げようとする必要性がより理解できます。業種が分かるだけで、判決の事実認定の深度が増してくるのです。

さいごに

上記1で紹介した裁決の探し方及び情報公開について、ご不明なことがありましたらデータベース編集室までお問い合わせください。

データベース編集室
03-5496-1416

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

明日の会計業界を担う皆様！
ACELINK Naviが月々9,800円～（税別）
月額使用料パック いよいよ スタート！

開業早々これなら使える!!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。：会計大将（基本）／個人決算書／決算内訳書／減価償却／消費税申告書／法人税申告書／所得税確定申告書／年末調整／国税電子申告／地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

MJSイメージキャラクター：ラモス瑠偉

全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム
会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てパック
月々9,800円（税別）からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそくご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能
経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 株式会社ミロク情報サービス
MJS　検索
●お問合せ：東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社：東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369（代表） ●拠点/30支社・3営業所